

学校法人ガバナンス改革会議 第7回論点整理

2021年10月15日
八田進二 松本美奈

目的：監督・経営を分離する。経営陣の利益相反・自己監視を排除する。
税制優遇を受ける学校法人にふさわしい体制を構築する。

これまでの合意事項と検討事項

評議員会…… P 1 ～3

理事会…… P.4

理事・理事長……P.5

監事……P.6

評議員会 1

評議員会	現行（私学法）＊一般法人法：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	要検討事項 ＊有）学校法人のガバナンスに関する有識者会議	合意事項
役割	<p>理事長の諮問機関（寄附行為で議決機関にできる）</p> <p>参考：現行の役員は理事と監事のみ（35条1項）</p>	<p>・最高監督・議決機関とするのなら、評議員会の議決事項を理事会等が代わりに決定できるとした寄附行為の定めを無効とすることを明定すべきでないか（一般法人法178条3、社会福祉法45条の8）</p>	<p>評議員会を最高監督・議決機関とする。</p>
職務・権限	<p>理事長は以下の事項について評議員会の意見を聴かなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予算・事業計画 2 事業に関する中期的な計画 3 借入金及び重要な資産の処分 4 役員の報酬等の支給の基準 5 寄附行為の変更 6 合併 7 私学法50条1、3による解散 8 収益を目的とする事業に関する重要事項 9 その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるもの（42条1項） <p>・前項各号に掲げる事項は、寄附行為をもって評議員会の議決を要するものとする（42条2項）</p> <p>→本条項に基づいて評議員会の議決を要するとしている事例は多くない</p> <p>・学校法人の業務もしくは財産の状況または役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、もしくはその諮問に答え、または役員から報告を徴することができる（43条）</p> <p>・「役員の定数、任期、選任及び解任の方法その他役員に関する」事項は寄付行為に委ねられている（30条1項、38条1項）。ただし、定数については限定あり（35条1項）。</p>	<p>・監督機関かつ議決機関でも、経営に関する事項などに絞るべきではないか。</p> <p>・大学については、自主性、自立性、教育及び研究の特性を尊重しなければならない。（教育基本法7条）</p> <p>・とはいえ、学部の開設やキャンパス移転などは線引きが難しい。</p> <p>・法律で限定列挙し、他は現場で決めるとしてはどうか。</p> <p>・日常的にどういう仕事をするのか→イメージしやすいよう明示すべきか（例：1年のうち半年間は何らかの形で関わる）</p> <p>・会議の公開（オンラインなど）</p> <p>有）理事長が評議員会を招集するにあたって、理事会が議題・議案を招集前に定める</p> <p>有）評議員が評議員会の招集請求や議題・議案の提案を行うことができることとする。</p> <p>有）評議員会の議事録の作成を義務化</p> <p>有）定時評議員会の招集の位置付けを定める</p>	<p>最高監督・議決機関として以下のことを議決する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事、監事、会計監査人の選任・解任 ・中期計画 ・事業計画 ・予算・決算 ・借入金 ・重要な資産の処分 ・役員の報酬等の基準 ・寄附行為の変更 ・合併や解散、重要な保証等。 <p>参考：一般法人法</p> <p>178条（評議員会の権限等）</p> <p>179条（評議員会の招集）</p> <p>180条（評議員会の招集の請求）</p> <p>181条（評議員会の招集の決定）</p> <p>182条（評議員会の招集の通知）</p> <p>183条（招集手続きの省略）</p> <p>184条～186条（評議員提案権）</p> <p>189条（評議員会の決議）</p> <p>190条（理事等の説明義務）</p> <p>191条（評議会に提出された資料等の調査）</p> <p>192条（延期または続行の決議）</p> <p>193条（議事録の作成、保存）</p> <p>194条（評議員会の決議の省略）</p> <p>195条（評議員会への報告の省略）</p> <p>196条（評議員の報酬等）</p>

評議員会 2

<p>義務・責任</p>	<p>私学法には評議員の位置付けに関する定めなし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員の法人、第三者に対する損害賠償責任を明記（一般法人法198条、社会福祉法45条の20、21） 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人と委任関係 ・ 法人や第三者に対する損害賠償責任を負う。
<p>適格基準</p>	<p>44条1項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 ・ 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢25年以上のものうちから寄附行為の定めるところにより選任された者 ・ 寄附行為の定めるところにより選任された者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 理事は兼職可能（38条） ・ 監事は兼職禁止（39条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「元」はどのぐらいの期間か。 →改正会社法では10年。海外では2～3年が一般的。→法人内の事情を知らないと話にならない。情報をどう提供するか。 ・ 資質（適格基準）を条文に書くか。 →所轄庁が監督する際の根拠になる。抽象的事項であったとしても、条文になれば所轄庁は動けなくなる。 <p>有) 各役員・各評議員の親族・特殊関係者は排除すべき（事実上の婚姻関係、雇用関係等にも着目）</p> <p>有) 特定の団体・法人の関係者が多数を占めないようにする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現役の教職員、理事は評議員から除外する。 ・ 元理事、元教職員は可能
<p>選任方式</p>	<p>寄附行為に委ねられており、選任方法は学校法人によって様々。理事会による選任、評議員互選としている例もある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選定した理由及びそのプロセスを公開することで責任を持たせることができる。 ・ ノミネートに問題があれば、損害賠償請求の問題になる。 ・ 選定委員、評議員の人材確保は課題 <p>有) 評議員会の選任方法、属性、構成割合の状況について、積極的に説明・公表</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事会・理事による選任は無効とする。 ・ 評議委員を選定する委員会を設ける。 ・ 選任・解任の透明性（情報開示）を担保。

評議員会 3 止

<p>解任</p>	<p>規定なし (30条1項7号により寄付行為に委ねている) 「評議員総数の3分の2以上の議決」としている例が多い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・評議員の監督は「相互監視」とし、評議員の解任事由を定めるとともに、評議員会に解任権限を与え、所轄庁の解任勧告の対象とする ・多数決では、解任されるべき者が解任されないことがある。所轄庁（文科省等）からの解任勧告や裁判所を通じての解任の訴えを検討すべきだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会・理事による解任は無効とする。 ・評議員は「相互監視」とする。 ・評議員の解任事由を定めるとともに、評議員会に解任権限を与え、所轄庁の解任勧告の対象とする
<p>任期</p>	<p>規定なし（30条1項7号により寄付行為に委ねている） 3年又は4年としている例が多い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・理事2年、評議員4年など、理事の倍以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・理事の任期より長くする。
<p>員数</p>	<p>理事の定数の2倍をこえる数 (41条2項) 理事は「5人以上」とされているため（35条1項）、11人以上とすることが求められていることになる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・最低員数のみで、奇数にする。 <p>例：「3人以上の奇数をもって、組織する」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少人数でいい。 ・評議員会議長の議決権をどう扱うか。 <p>一般社団法 173条 評議員は、3人以上でなければならない。</p>	<p>最低員数を示す。</p>

理事会・理事				
		現行（私学法）	要検討事項（有：学校法人のガバナンスに関する有識者会議）	合意事項
理事会	役割	学校法人の最高議決機関	有) 業務を執行する理事や学校・法人事務局の幹部職員の監督を主要な職務とするモニタリング・ボードを目指していく。	
	権限	・学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する（36条）	<p>・理事会は重要な業務執行に関する決定を理事に委任してはならない旨を明定すべきではないか（一般法人法90条の4、同197条、社会福祉法45条の13）</p> <p>有) 理事長の選定・解職は、理事会の責任において行う。</p> <p>有) 理事会の議事録の作成を義務化し、その内容を評議員会に公開する。</p> <p>有) 議事録は監事も確認する。</p> <p>有) 理事会の招集通知の対象に監事を加える</p>	

理事	職務・権限	<ul style="list-style-type: none"> ・理事長は学校法人を代表し、その業務を総理する(37条) ・理事(理事長を除く)は、寄附行為の定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う(37条) 		
	義務・責任	<ul style="list-style-type: none"> ・委任関係(35条の2) ・法人、第三者に対する損害賠償責任を負う(44条の2、3) ・連帯責任(44条の49) 	有) 理事長・業務執行理事に理事会への一定期間ごとの報告義務を課していくべき。	
	適格基準	<p>38条</p> <p>1 当該法人の設置する私立学校の校長(学長及び園長を含む)</p> <p>2 当該法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者</p> <p>3 寄附行為の定めるところにより選任された者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部理事 当該法人の役員または職員でない者 ・各役員の配偶者または三親等以内の親族が1人を超えて含まれてはならない <p>学校教育法9条(禁固以上のけいに処せられた者等)、心身の故障など文科省令で定める者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監事との兼職は禁止(39条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・校長等を理事に入れるのではなく、理事から校長等を選ぶべきではないか。 ・各理事について、理事と特殊の関係がある者が一定数以上含まれてはいけない旨を明記すべきではないか(公益法人認定法5条10、社会福祉法44条6) <p>有) 理事・監事の外部性・独立性のあり方については、強化する方向で検討する。</p>	
	選任	私学法と寄附行為の定めによる		評議員が選任する
	解任	寄附行為の定めによる		評議員が選任する
	任期	寄附行為の定めによる	<ul style="list-style-type: none"> ・私学法で明記すべきではないか。 ・再任の規定が必要か。 	
	人数	<ul style="list-style-type: none"> ・5人以上(35条) ・うち1人は理事長(特別の職務を担当する理事) 		
	理事長の選定・解職	<p>私学法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事のうち1人は理事長とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・理事長の選定・解職は誰が行うのか。 ・選び方(互選、多数決など)を明記するか。 ・私学法に理事長の選定・解職の方法を明記するか。寄附行為でいいか。 <p>有) 理事長の選定・解職の手続きの確立</p>	

監事	役割	監査		
	権限・職務	<p>37条3項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校法人を監査する ・学校法人の財産の状況を監査する <p>理事の業務執行の状況を監査する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校法人の業務もしくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること ・監査の結果、学校法人の業務もしくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・「財産の状況」ではなく、計算書類、事業報告の監査とすべきではないか。 ・監事の監査を受けて、評議員会、理事会は何をしなければいけないか、私学法に明記すべきか。 ・違法行為への対応について、評議員から監事への報告義務、監事による評議員会開催の要求などを盛り込めないか。 	
	義務・責任	<ul style="list-style-type: none"> ・委任関係（35条の2） ・法人、第三者に対する損害賠償責任を負う（44条の2、3） ・連帯責任（44条の49） 	<ul style="list-style-type: none"> ・理事による不正行為や違法行為を発見した場合のみならず、その「恐れあると認めるとき」にも監事による理事会等への報告義務を課すべきではないか（一般法人法100条、197条、社会福祉法45条の18） 	
	適格基準	<ul style="list-style-type: none"> ・当該学校法人の役員または職員でない者が含まれるようにしなければならない（38条） ・理事、評議員又は学校法人の職員と兼ねてはならない（39条） 	有) 各理事の親族・特殊関係者については、監事への就任を禁止する。	
	選任	<ul style="list-style-type: none"> ・評議員の同意を得て、理事長が選任する（38条） 		評議員会が選任する
	解任		有) 監事の解任の議案については、辞任した監事、解任された監事を含め、監事の意見を確認する手続きを求めることとする。	評議員会が解任する
	任期		有) 理事の任期と同等以上の期間を確保する。	
	人数	<ul style="list-style-type: none"> ・2人以上（35条） 		